消防分野の新技術開発を促進し、防火対象物の高層化、大規模化、複合化に対応するため、抜本的な体系の見直しが実施され、従来の 仕様規定のみから以下の三つのルードに多様化されました。



## 什樣規定

消防法第17条 消防法施行令第2章第3節

#### 消火設備

警報設備

#### 避難設備

消火器・屋内消火栓設備 スプリンクラー消火設備 等 自動火災報知設備 ガス漏れ火災警報器 等 避難器具 誘導灯等

それぞれに技術基準が定められています 現行法令に定められる技術上の基準によります



消防法施行令第29条4

通常の消防用設備等と同等性能を有するものについては、総務省令で新たに位置 づけ、通常設備の代替とすることが出来ます

### 性能規定化された技術上の基準

- 1 火災拡大を初期に抑制する性能
- 2 火災時に安全に避難することを支援する性能
- 3 消防隊による活動を支援する性能

防火対象物の設置要件等を前提とした特例基準

ルートCにより評価実績が蓄積され、標準的な技術基準の作成に至ったもの



# 大臣認定

消防法施行令・施行規則に 手続規定があります 申請者は検定協会等の性能評定を受けた上で、総務大臣に申請し、総務大臣が申請に係る設備が、消防用設備等と同等若しくは同等以上と認める場合は、

特殊消防用設備等として認定されます。

審査は個別施設ごとの一件審査です

検定対象品目でも検定は不要です。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

http://www.nbs119.co.jp/









トレリナる 参考総務省令

1 総務省令 第92号

必要とされる防火安全性能を有する 消防の用に供する設備等に関する省令 平成16年5月31日

について

対象製作

パッケージ型消火設備

パッケージ型自動消火設備

2 総務省令 第40号

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令 平成17年3月25日

対急急能

共同住宅用スプリンクラー設備

共同住宅用自動火災報知設備

住戸用自動火災報知設備

共同住宅用非常警報設備

戸外表示器

3 総務省令 第156号

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令 平成20年12月26日

特定小規模施設用自動火災報知設備



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd http://www.nbs119.co.jp/







WHA WHO BUTH C

総務省令 第88号 4

> 排煙設備に代えて用いる事ができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令 平成21年9月15日

> > 加圧排煙設備

総務省令 第7号 5

複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令 平成22年2月5日

複合型居住施設用自動火災報知設備

について







1 特殊消防用設備等の開発段階で、設置すべき防火対象物への売り込みや、関係消防機関への説明などが必要となり、 この場合、当該特殊消防用設備等の性能や機能の事前評価が活用できれば、販売活動や説明が容易になると考えられる。

について

- 設計、計画段階での防火対象物の設備へのニーズの把握が困難なため、特殊消防用設備等の開発や売り込みチャンスを逸して しまう場合が考えられる。
- 特殊消防用設備の開発段階における事前評価を受ける事により、設計変更や改善が可能となり、より良いものを提供する事が可能 となる。
- 現在、特殊消防用設備単独の性能評価制度が求められています。







